

## 新旧対照表

株式会社まちペイ

マイナポイント事業第 2 弾施策②（健康保険証としての利用申込み）③（公金受取口座の登録）の実施に伴い、2022 年 6 月 30 日よりマイナポイント事業に関する特約を改定させていただきます。ただし、利用者により有利な範囲及び個別に同意した範囲で即時適用します。なお、施策②（健康保険証としての利用申込み）及び施策③（公金受取口座の登録）については、同日施行のマイナポイント（健康保険証）特約及びマイナポイント（公金受取口座）特約をご確認ください。

新	旧
<p>第 2 条（定義）</p> <p>(6)「事務局」とは、国（総務省）が指定する本事業を運営する法人（原則として一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局<u>及び</u>一般社団法人キャッシュレス推進協議会）をいいます。</p> <p>(13)「物品等の購入」とは、電子マネーその他の前払式支払手段、<u>資金移動業に用いられる電子マネー</u>、クレジットカード等のキャッシュレス決済サービスを利用した商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることをいいます。</p> <p>第 3 条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>1.利用者は、本サービスの申込<u>期限</u>として事務局又は対象決済事業者が定める<u>期限内</u>に、国が定めるマイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める申込方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナポイント付</p>	<p>第 2 条（定義）</p> <p>(6)「事務局」とは、国（総務省）が指定する本事業を運営する法人（原則として、<u>2022 年 3 月 31 日までは</u>一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局、<u>2022 年 4 月 1 日以降は</u>一般社団法人キャッシュレス推進協議会）をいいます。</p> <p>(13)「物品等の購入」とは、電子マネーその他の前払式支払手段、クレジットカード等のキャッシュレス決済サービスを利用した商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることをいいます。</p> <p>第 3 条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>1.利用者は、本サービスの申込<u>期間</u>として事務局又は対象決済事業者が定める<u>期間内</u>に、国が定めるマイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、<u>第 3 項に定める</u>付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナ</p>

<p>与の方法ごとに、以下<u>の</u>各号に掲げる行為（以下「対象行為」といいます。）を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p> <p>(1) 対象キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法 対象キャッシュレス決済サービスの前払を行うこと</p> <p>(2) キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法（ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する<u>方法</u>を含む。その際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与<u>することも含みま</u><u>す。</u>） 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと（キャッシュレス決済サービスのチャージは除<u>きま</u><u>す。</u>）</p> <p>(3) その他一定の経済的利益を受ける権利（中間ポイント等）を利用者に付与する方法として認められる方法 対象決済事業者が経済的利益を受ける権利を付与するための条件として定める所定の行為を行うこと</p> <p>2.前項に<u>関わらず</u>、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等において別途マイナポイント付与の要</p>	<p>ポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為（以下「対象行為」といいます。）を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約及び対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p> <p>(1) 対象キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法 対象キャッシュレス決済サービスの前払を行うこと</p> <p>(2) キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法（ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座から引落金額と相殺する<u>場合</u>を含む。その際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント相当額を付与<u>しても構わない。</u>） 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと（キャッシュレス決済サービスのチャージは除<u>く。</u>）</p> <p>(3) その他一定の経済的利益を受ける権利（中間ポイント等）を利用者に付与する方法として認められる方法 対象決済事業者が経済的利益を受ける権利を付与するための条件として定める所定の行為を行うこと</p> <p>2.前項に<u>拘らず</u>、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等において別途マイナポイント付与の要件</p>
---	--

<p>件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときにマイナポイントの付与を受けることができるものとします。</p> <p>3. <u>本規約に定める</u>付与対象期間は、<u>対象者</u>が本サービスの申込みを行った日から、2023年2月末日までの期間をいいます。</p> <p>4. マイナポイントは、対象行為に係る金額に応じて、対象決済事業者所定の割合により付与されます。ただし、対象決済事業者が設定したマイナポイント付与の対象となる最小単位を超えた場合に付与されるものとし、付与対象期間内の一又は複数の対象行為に係る金額の合計に対して25%に相当する額を付与するものとします。ただし、付与ごとに生じる1ポイント未満のポイントを切り捨てる場合には、付与したポイントの合計が対象行為に係る金額の合計に対して25%を下回る場合があります。</p> <p>5. マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法又は対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段若しくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法、ポイント等を発行し当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、ポイント<u>等</u>相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与する方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。</p> <p>6. マイナポイントは、原則として、<u>マイナポイント付与の対象となる</u>対象行為<u>以後、</u></p>	<p>件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときにマイナポイントの付与を受けることができるものとします。</p> <p>3. 付与対象期間は、<u>利用者</u>が本サービスの申込みを行った日と<u>2020年9月1日のいずれか遅い日</u>から、2023年2月末日までの期間をいいます。</p> <p>4. マイナポイントは、対象行為に係る金額に応じて、対象決済事業者所定の割合により付与されます。ただし、対象決済事業者が設定したマイナポイント付与の対象となる最小単位を超えた場合に付与されるものとし、付与対象期間内の一又は複数の対象行為に係る金額の合計に対して25%に相当する額を付与するものとします。ただし、付与ごとに生じる1ポイント未満のポイントを切り捨てる場合には、付与したポイントの合計が対象行為に係る金額の合計に対して25%を下回る場合があります。</p> <p>5. マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法又は対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段若しくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法、ポイント等を発行し当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、ポイント相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与する方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。</p> <p>6. マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる</p>
--	---

<p><u>一又は複数の前払又は物品等の購入</u>に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>第4条（ポイント付与ができない場合）</p> <p>1.対象行為が行われた場合であっても、以下<u>の各号</u>に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等及び対象決済事業者は、以下<u>の各号</u>に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。</p> <p>(2) <u>マイナポイント付与の上限額に達している場合</u>（対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。）</p> <p>(7) 対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスの利用規約等又は本特約<u>その他ガイドライン等</u>でマイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合</p> <p><u>(8) 国等が定めるマイナポイント利用規約に規定するマイナポイントを付与することができない事由に該当する場合</u></p> <p>第5条（マイナポイントの付与状況の確認）</p> <p>2.利用者は、付与されたマイナポイントの数量・金額に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないこと又は利用者に付与されるべきマイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに対象決済事業者にその旨を申し出るものとします。この場合、対象決済事業者は、当該申出に係る数量・金額の誤り等<u>を認めた場合であって</u>、当該誤り</p>	<p>最小単位に達した後、<u>2023年3月21日まで</u>の<u>範囲</u>で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>第4条（ポイント付与ができない場合）</p> <p>1.対象行為が行われた場合であっても、以下各号に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等及び対象決済事業者は、以下各号に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。</p> <p>(2) <u>マイナポイント付与の上限額を超えている場合</u>（対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。）</p> <p>(7) 対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスの利用規約等又は本特約でマイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合</p> <p style="text-align: right;"><b>【新設】</b></p> <p>第5条（マイナポイントの付与状況の確認）</p> <p>2.利用者は、付与されたマイナポイントの数量・金額に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないこと又は利用者に付与されるべきマイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに対象決済事業者にその旨を申し出るものとします。この場合、対象決済事業者は、当該申出に係る数量・金額の誤り等<u>が確認できた場合</u>で、当該誤り</p>
--	--

り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたマイナポイントの取消等の措置を講ずることとします。

#### 第6条（付与額の上限等）

1. マイナポイントの付与は、利用者1人に対して5,000円相当額分を上限とします。
2. マイナポイントの有効期間は、付与された時から3か月以上の期間で対象決済事業者が定める期間（有効期間の定めがない場合も含みます。）とします。

#### 第7条（付与の取消）

1. 対象決済事業者は、マイナポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本サービスの適用対象外であることや国又は事務局より補助金返還が命ぜられた部分に相当することが判明したとき、又は第4条第1項各号に該当することが判明したときは、利用者に対するマイナポイントの付与を取り消します。また、第5条第2項後段に該当する場合には、誤って付与されたマイナポイントを取り消すことがあります。
2. 前項に定めるときに、利用者に付与されたマイナポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用され、若しくは第三者に譲渡されていること等により取り消すことができない場合には、対象決済事業者は、当該利用者に対し、付与されたマイナポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。
4. 利用者は、利用者が対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店において、取引の取消し又は当該取引に係る物品等の返品

等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることとします。

#### 第6条（付与額の上限等）

1. マイナポイントの付与は、利用者1人に対して5,000円相当額分を上限とします。
2. マイナポイントの有効期間は、付与された時から3か月以上の期間で対象決済事業者が定める期間（有効期限の定めのない場合も含む。）とします。

#### 第7条（付与の取消）

1. 対象決済事業者は、マイナポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本サービスの適用対象外であることや国又は事務局より補助金返還が命ぜられた部分に相当することが判明したとき、又は第4条第1項各号に該当することが判明したときは、利用者に対するマイナポイントの付与を取り消すことがあります。また、第5条第2項後段に該当する場合には、誤って付与されたマイナポイントを取り消すことがあります。
2. 前項に定めるときに、利用者に付与されたマイナポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用されること等により取り消すことができない場合には、対象決済事業者は、当該利用者に対し、付与されたマイナポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。
4. 利用者は、利用者が対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店において、取引の取消し又は当該取引に係る物品等の返品

<p>をする場合には、使用した対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に従うものとします。</p> <p>第8条（不当な取引その他の禁止行為） 1.利用者は、以下<u>の</u>各号に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、以下 （1）号から（3）号については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人が本人に代わって、登録する場合は除きます。</p> <p>第9条（取引等の調査等） 対象決済事業者は、不当な取引等<u>又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>が行われた、又はそのおそれがあると判断した場合に、当該取引<u>又は利用</u>等を行った利用者について、<u>マイナポイント</u>の付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等<u>又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等<u>又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、<u>対象者</u>は、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとします。</p>	<p>をする場合には、使用した対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に従うものとし、<u>当該加盟店から現金等による返金を受けてはならないもの</u>とします。</p> <p>第8条（不当な取引その他の禁止行為） 1.利用者は、以下各号に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、以下 （1）号から（3）号については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人が本人に代わって、登録する場合は除きます。</p> <p>第9条（取引等の調査等） 対象決済事業者は、不当な取引等が行われた、又はそのおそれがあると判断した場合に、当該取引等を行った利用者について、<u>ポイント</u>の付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、<u>利用者</u>は、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとします。</p>
---	--

<p>第 10 条（不当な取引等における事務局等への届出・通知等）</p> <p>利用者は、不当な取引等、<u>又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>を行い、又は<u>これらの</u>おそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、<u>並びに</u>届け出された情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等<u>又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>の防止のために提供されることを<u>同意</u>します。</p> <p>(1) 不当な取引等、<u>マイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>又は<u>これらの</u>おそれがある取引<u>又は利用</u>等を行った日時、当該取引<u>又は利用</u>等の内容</p> <p>(2) <u>当該利用者の</u>対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴、問合せ履歴のうち、不当な取引等、<u>マイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>又は<u>これらの</u>おそれがある取引<u>又は利用</u>等に関する情報</p> <p>(3) 不当な取引等、<u>マイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>又は<u>これらの</u>おそれがあると対象決済事業者が判断した理由に関する情報</p> <p>(4) 不当な取引等、<u>マイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>又は<u>これらの</u>おそれがある取引<u>又は利用</u>等を行った利用者への対応の内容</p> <p>(5) その他、<u>不当な取引等、マイナポイントの不正若しくは不適切な利用</u>又は<u>これらの</u>おそれがある取引<u>又は利用</u>等に関して<u>前項</u>に基づく調査により取得した情報</p>	<p>第 10 条（不当な取引等における事務局等への届出・通知等）</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、又は<u>その</u>おそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、<u>ならびに</u>届け出された情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることを<u>承諾</u>します。</p> <p>(1) 不当な取引等又は<u>その</u>おそれがある取引等を行った日時、当該取引等の内容</p> <p>(2) 対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴、問合せ履歴のうち、不当な取引等又は<u>その</u>おそれがある取引等に関する情報</p> <p>(3) 不当な取引等又は<u>その</u>おそれがあると対象決済事業者が判断した理由に関する情報</p> <p>(4) 不当な取引等又は<u>その</u>おそれがある取引等を行った利用者への対応の内容</p> <p>(5) その他、不当な取引等又は<u>その</u>おそれがある取引等に関して前条に基づく調査により取得した情報</p>
---	--

<p>第 11 条 (利用停止等)</p> <p>1.対象決済事業者は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止若しくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部又は一部の停止又は中断をすることができるものとします。</p> <p>(2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービス又は対象キャッシュレス決済サービスの提供ができな<u>い</u>場合</p> <p>第 12 条 (免責)</p> <p>1.第三者がマイキーID 及び暗証番号を利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、当該マイキーID に係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による対象キャッシュレス決済サービスの利用等により当該マイキーID に係る本人に損害が生じた場合においても、対象決済事業者、国等は責任を負わないものとします。</p> <p>2.対象決済事業者の加盟店、他の登録決済事業者及びその加盟店、<u>並びに</u>国等、対象決済事業者以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者の損害について、対象決済事業者は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第 14 条 (情報提供)</p> <p>1.利用者は、対象決済事業者が第 1 号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第 2 号記載の個人情報を取扱うことに<u>同意</u>します。</p>	<p>第 11 条 (利用停止等)</p> <p>1.対象決済事業者は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止若しくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部又は一部の停止又は中断をすることができるものとします。</p> <p>(2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービス又は対象キャッシュレス決済サービスの提供ができな<u>くなった</u>場合</p> <p>第 12 条 (免責)</p> <p>1.第三者がマイキーID 及び暗証番号を利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、当該マイキーID に係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による対象キャッシュレス決済サービスの利用等により当該マイキーID に係る本人に損害が生じた場合においても、対象決済事業者、国等は責任を負わないものとします。</p> <p>2.対象決済事業者の加盟店、他の登録決済事業者及びその加盟店、国等、対象決済事業者以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者の損害について、対象決済事業者は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第 14 条 (情報提供)</p> <p>1.利用者は、対象決済事業者が第 1 号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第 2 号記載の個人情報を取扱うことを<u>承諾</u>します。</p>
---	--

<p>(2) 個人情報の項目</p> <p>②対象キャッシュレス決済サービスに係るアカウント等 <u>の ID 等アカウント等</u> を特定する情報</p> <p>4.前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに関して定める個人情報の取扱いに関する条項に従い取り扱われることがあること <u>に同意</u> します。</p> <p>第 15 条（本特約に定めのない事項等） 本特約に規定のない事項及び付与されたマイナポイントについては、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等の規定 <u>による</u> ものとしします。</p> <p>【別紙】</p> <p>1.本特約第 3 条第 1 項及び第 5 項に定める「申込期限」「<u>付与対象期間</u>」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込 <u>期限</u> <u>2023 年 2 月末日まで</u></p> <p>(2) 本サービスの付与対象期間 <u>2023 年 3 月 21 日まで</u></p> <p>(3) 申込方法 マイキープラットフォームから必要事項を入力</p> <p>(4) マイナポイント付与の方法と対象行為：第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、以下の方法により、前払することで、マチビを付与</p>	<p>(2) 個人情報の項目</p> <p>②対象キャッシュレス決済サービスに係るアカウント等を特定する情報</p> <p>4.<u>利用者は</u>、前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに関して定める個人情報の取扱いに関する条項に従い取り扱われることがあること <u>を承諾</u> します。</p> <p>第 15 条（本特約に定めのない事項等） 本特約に規定のない事項及び付与されたマイナポイントについては、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等の規定 <u>に従う</u> ものとしします。</p> <p>【別紙】</p> <p>1.本特約第 3 条第 1 項及び第 5 項に定める「申込 <u>期間</u>」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込 <u>期間</u> <u>2020 年 9 月 1 日から</u> 2023 年 2 月末日まで</p> <p>(2) 申込方法 マイキープラットフォームから必要事項を入力</p> <p>(3) マイナポイント付与の方法と対象行為：第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、以下の方法により、前払することで、マチビを付与</p>
---	---

以上